

島田市健康増進計画等策定業務委託 特記仕様書

1 目的

令和5年度末に島田市健康増進計画、食育推進計画、自殺対策計画の計画期間が終了するため、令和6年度からの新たな計画を策定する。

健康増進・食育推進・自殺対策を取り巻く環境が大きく変化する中、当市の現行計画及び国・県の計画を踏まえるとともに、令和4年度に実施した市民アンケート調査結果や各種データについて、客観的かつ専門的な情報分析を行い、新たな計画を策定することを目的とする。

2 業務名称

島田市健康増進計画等策定業務委託

(契約期間 契約締結日から令和6年3月29日まで)

3 業務内容

委託業務は、第4次島田市健康増進計画、第4次島田市食育推進計画及び第2次島田市自殺対策計画策定に係る一式とし、内容は概ね以下のとおりとする。

(1) 現状把握・分析

ア 計画策定に係る社会情勢の把握

イ 上位計画及び関連計画の把握

ウ 本市における人口動態や医療統計及び保健事業の実績、地域特性の把握

エ 第4次島田市健康増進計画・食育推進計画及び第2次島田市自殺対策計画策定のための市民アンケート調査結果の分析

オ 先進事例の収集・整理

カ 上記ア～イの内容及び現計画の評価、施策の進捗状況等を踏まえた主要課題の整理

(2) 数値目標の中間評価

現在の施策の実績や市民アンケート調査結果から現計画における各指標の達成状況を評価する。

(3) 計画の検討・作成

ア 次期計画の施策体系や構成について検討し、提案を行う。

イ 次期計画の基本方針、重点項目、基本施策の設定について検討し、提案を行う。

ウ 次期計画の進捗目標であるとともに、進捗を評価するための「めざそう値」について、現時点での整理を行い、項目の検討及び計画の目標時における目標数値の推計及び設定を行う。

エ 令和5年8月下旬を予定とする「計画素案」の作成・提案・編集

本市として取り組むべき健康課題を解決するため、上位計画・関連計画との整合を図りつつ、市民への情報提供や知識啓発、家庭・地域・職域など周囲における取り

組み、行政・関係機関における取り組みについての3つの視点から、具体的実現手段を検討し、市民にわかりやすい計画となるよう計画素案を作成する。なお、具体的実現手段は、数値目標への影響を十分に検討し、展開するものとする。

オ 令和5年10月下旬を予定とする「計画書（案）」の作成・提案・編集

カ 令和5年12月を予定とするパブリックコメントの支援

計画書(案)等により意見公募した市民意見の内容を整理し、意見に対する考えについて助言・検討する。また、検討結果を踏まえ、計画への反映と必要に応じて計画の修正案を作成する。

キ 令和6年3月上旬に予定する「計画書」の編集、製本

ク 会議開催の支援

検討委員会2回、策定委員会（関係課課長）3回、健康づくり推進協議会部会5回庁内作業部会（関係課係長）2回を開催し、受託者はすべての会議に出席する。

進行は市が行うが、受託者は企画提案や進捗状況・途中経過等について資料を作成し、説明するとともに、技術的支援や専門知識の補完を行う。

また、会議における会議録を作成し、課題や現況の進捗状況を明確に示す。

4 成果品

健康増進計画書・食育推進計画書として、A4判、本文1色（表紙：フルカラー）市民が見やすいようなもの（インデックス）300部、概要版として、A4判、8頁、4色、両観音折製本、400部を健康づくり課へ納品する。

また、自殺対策計画書として、A4判、本文1色（表紙：フルカラー）市民が見やすいようなもの（インデックス）、150部、概要版として、A4判、8頁、4色、両観音折製本、200部を健康づくり課へ納品する。

さらに、成果品はデータ納品するものとし、データ形式については契約後に健康づくり課と受託者の協議により決定する。

5 提出書類

受託者は、業務に着手する前に次に掲げる書類を提出し、発注者の承認を得ること。

(1) 着手届及び業務工程表

(2) 業務担当者等通知書

6 完了検査

受託者は、成果品を発注者に提出し、発注者による検査を受けること。

その結果、成果品について本仕様書及び打合せ協議による委託者の要求を満たさない場合には、速やかに修正等を行うこと。

7 納品

受託者は、本業務を確実に遂行し、期間内に成果品を納入すること。

業務終了後において、受託者の責任に帰する理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに市が必要と認める訂正、補正等その他必要な措置を行うものとし、かかる経費は受託者の負担とする。

8 その他

- ・受託者は、業務上知り得た個人情報の取り扱いについては、「島田市個人情報保護条例」を遵守し、適切な取り扱いを保障しなければならない。
- ・委託業務を進めるにあたっては、健康づくり課担当者との連絡調整を十分に行うものとする。
- ・業務には、業務遂行に必要な経験と知識を有する者を配置すること。また、島田市が不適と判断する場合には速やかに必要な人員を配置すること。
- ・この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定する。

9 事務局（問い合わせ先）

〒427-0041

静岡県島田市中河町283番地の1

島田市健康福祉部健康づくり課（担当：太田・畑中）

TEL 0547-34-3281

FAX 0547-34-3289

E-mail kenkou@city.shimada.lg.jp